

おおさかしいどうしえんじぎょうじゅうようじこうせつめいしょ
大阪市移動支援事業重要事項説明書

いどうしえんじぎょう ていきょうじぎょうしゃ
1 移動支援事業サービス提供事業者について

- (1) 事業者名称 じぎょうしゃめいしょう かぶしきがいしゃ 株式会社 サニーサイド
- (2) 代表者氏名 だいひょうしゃしめい だいひょうとりしまりやく かとう ようこ 代表取締役 加藤 陽子
- (3) 本社所在地 ほんしゃしよざいち おおさかしみやこじまくみやこじまほんどおり 大阪市都島区都島本通3-23-20
- (4) 設立年月日 せつりつねんがっぴ ねん がっ 日にち 2022 年 12 月 6 日

ていきょう たんとう じぎょうしょ
2 サービス提供を担当する事業所

- (1) 事業所名称 じぎょうしょめいしょう さんさんヘルパーステーション
- (2) 事業所所在地 じぎょうしよざいち おおさかしみやこじまくみやこじまほんどおり 大阪市都島区都島本通3-23-20

(3) サービスの主たる対象者 しゆ たいしやうしゆ

しんたいしやうがいしゃ ぜんしんせいしやうがいしゃ しかくしやうがいしゃ
身体障害者（全身性障害者・視覚障害者）

ちてきしやうがいしゃ
知的障害者

せいしんしやうがいしゃ
精神障害者

しやうがいじ ぜんしんせいしやうがいじ しかくしやうがいじ ちてきしやうがいじ せいしん
障害児（全身性障害児・視覚障害児・知的障害児・精神

しやうがいじ
障害児)

- (4) 連絡先 れんらくさき 06-6955-8927

(5) ^{じぎょうしょ つうじょう}事業所の通常 ^{じぎょうじっしちいき}の事業実施地域 ^{おおさかしぜんいき} 大阪市全域

(6) ^{じぎょうしょ}事業所が ^{おこな}行 ^{していしょうがいふくし}う指定障 ^害福祉サービス ^{じぎょう}事業

ア ^{きよたくかいご}居宅介護 (2023年3月1日指定)

イ ^{じゅうどほうもんかいご}重度訪問介護 (2023年3月1日指定)

ウ ^{どうこうえんご}同行援護 (2024年7月1日指定)

(7) 事業の目的及び運営方針

ア 目的 … 事業所の従業者が支給決定を受けた利用者に対し、適正な移動支援サービスの提供を目的とする。

イ 運営方針 …

(ア) 利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、外出時における移動中の介護を適切かつ効果的に行うものとする。

(イ) 利用者等の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービス提供を行う。

(ウ) 事業の実施に当たっては、地域や家庭との結びつきを重視し、関係市町村、他の障害福祉サービス事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携に努める。

(8) 事業所の窓口の営業日及び営業時間

ア 営業日 … 月曜日～金曜日

ただし、以下の日は、休みとさせていただきます。

(ア) 国民の祝日

(イ) 8月13日～8月15日

(ウ) 12月29日～1月3日

イ 営業時間 … 午前9時～午後6時

(9) サービス提供可能日及び時間帯

ア 提供可能日 … 月曜日～金曜日

イ 提供可能時間帯 … 午後9時～午後6時

3 事業所の職員体制

(1) 管理者 … 加藤 陽子

(2) サービス提供責任者 … 常勤1人

業務内容

ア 利用申込みに係る調整を行います。

イ ^{りようしゃ} 利用者が ^{しゃかいせいかつじょうひつようふ} 社会生活上 ^ふ 必要 ^{かけつ} 不可欠な ^{がいしゅつおよ} 外出 及び ^よ ^か ^{かつどうとう} 余暇活動等 ^{しゃかいさんか} の社会参加 ^{がいしゅつ} のための外出 ^{おこな} ができ ^{りようしゃ} ^{しんたい} ^{ほか} ^{じょうきょうおよ} るよう、利用者の身体 ^お ^{かんきょう} ^{おう} その他の ^{いどうしえん} 状況 ^{おこな} 及びその ^{おこな} 置かれている ^{おこな} 環境 ^{いどうしえん} に応じて、移動支援サービス ^{おこな} が ^{おこな} 適切 ^{おこな} に ^{おこな} 行 ^{おこな} われるよう ^{おこな} アセスメント ^{おこな} を ^{おこな} 実施 ^{おこな} し、 ^{おこな} 適切な ^{おこな} 支援 ^{おこな} が ^{おこな} 行 ^{おこな} えるように ^{おこな} します。

ウ ^{もと} アセスメント ^{りようしゃ} に ^{たい} 基づいて ^{おこな} 利用者 ^{おこな} に対し ^{おこな} 適切な ^{おこな} サービス ^{おこな} 提供 ^{おこな} が ^{おこな} 行 ^{おこな} えるよう ^{おこな} に ^{おこな} 従 ^{おこな} 業者 ^{おこな} に ^{おこな} 援助 ^{おこな} ^{おこな} 内容 ^{おこな} 等を ^{おこな} 指示 ^{おこな} します。

エ ^{りようしゃまた} 利用者 ^{しょうがいじ} 又は ^ほ 障害児 ^{ごしゃ} の ^{にちじょうせいかつぜん} 保護者 ^{おこな} の ^{おこな} 日常生活 ^{おこな} 全般 ^{おこな} の ^{おこな} 状況 ^{おこな} 及び ^{おこな} 希望 ^{おこな} 等を ^{おこな} 踏 ^{おこな} まえて、 ^{おこな} 具体的 ^{おこな} な ^{おこな} サービス ^{おこな} の ^{おこな} 内容 ^{おこな} 等を ^{おこな} 記載 ^{おこな} した ^{おこな} 移動 ^{おこな} 支援 ^{おこな} 計画 ^{おこな} を ^{おこな} 作 ^{おこな} 成 ^{おこな} します。

オ ^{りようしゃおよ} 利用者 ^{どうきよ} 及び ^{かぞく} その ^{いどうしえんけいかく} 同居 ^{おこな} の ^{おこな} 家族 ^{おこな} に ^{おこな} 移動 ^{おこな} 支援 ^{おこな} 計画 ^{おこな} の ^{おこな} 内容 ^{おこな} を ^{おこな} 説明 ^{おこな} し、 ^{おこな} 同意 ^{おこな} を ^{おこな} 得 ^{おこな} て ^{おこな} 交付 ^{おこな} します。

カ ^{いどうしえんけいかく} 移動 ^{おこな} 支援 ^{おこな} 計画 ^{おこな} の ^{おこな} 実施 ^{おこな} 状況 ^{おこな} の ^{おこな} 把握 ^{おこな} を ^{おこな} 行 ^{おこな} い、 ^{おこな} 必 ^{おこな} 要 ^{おこな} に ^{おこな} 応 ^{おこな} じて ^{おこな} 移動 ^{おこな} 支援 ^{おこな} 計画 ^{おこな} の ^{おこな} 変更 ^{おこな} を ^{おこな} 行 ^{おこな} います。

キ 事業所従業者（以下ヘルパーという）等に対する技術指導等のサービスの内容の管理を行います。

ク ヘルパーに対して、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達します。

(3) ヘルパー … 常勤2人 ・ 非常勤2人以上

業務内容

ア 移動支援計画や手順書に基づき、移動支援サービスを提供します。

イ サービス提供後、サービスの提供日、内容、利用者の心身の状況等について記載した、提供記録を作成します。

ウ サービス提供後、サービスの提供日、内容、利用者の心身の状況等について、サービス提供責任者に報告を行います。

(4) 事務職員 … なし

ぎょうむないよう 業務内容

いどうしえんひとう せいきゅうじむおよ れんらくじむとう おこな
移動支援費等の請求事務及び連絡事務等を行います。

4 ていきょう ないよう 提供 するサービスの 内容

(1) いどうしえんけいかく さくせい 移動支援計画の作成

ア ていきょうせきにんしゃ しきゅうないよう りようしゃ
サービス提供責任者は支給内容や利用者の

しんしん じょうきょう りようしゃおよ かぞく いこうとう ふ
心身の状況、利用者及び家族の意向等を踏

まえ、具体的なサービスの内容を記載した「移動

しえんけいかく さくせい りようしゃまた かぞく
支援計画」の案を作成し、利用者又は、家族に

せつめい どうい え あと せいしき いどうしえんけいかく
説明し同意を得た後、正式な「移動支援計画」

こうふ
として交付します。

イ いどうしえんけいかく りようしゃとう しんしん じょうきょう
「移動支援計画」は、利用者等の心身の状況

へんか いこう へんこう ひつよう おう へんこう
の変化や意向の変更により必要に応じて変更
することができます。

さい じょうきてじゅん したが あらた いどう
その際は、上記手順に従って、改めて「移動

しえんけいかく りようしゃ かぞく せつめい こうふ
支援計画」を利用者やその家族に説明し、交付
します。

(2) サービス提供の内容

しゃかいせいかつじょうひつようふ かけつ がいしゅつおよ よ かかつどう
社会生活上 必要不可欠な外出 及び余暇活動

とうしゃかいさんか がいしゅつ げんそく にち ようむ お
等社会参加のための外出（原則、1日で用務を終え

るもの。）ただし、通年かつ長期にわたる外出等、

いどうしえん おこな
移動支援サービスが行えないものもありますので、

あらかじ がいしゅつ もくてきとう じぎょうしょ
予め外出の目的等を事業所につたえてくださ
い。

ア 移動支援サービスの提供が可能なもの

れい りようしゃ どうこう か もの こうえん
例…①利用者に同行する買い物 ②公園での

さんぽ
散歩

イ 移動支援サービスの提供ができないもの

れい しょうがいふくし じぎょうしょ そうげい
例…①障害福祉サービス事業所への送迎

つうきん つうがく そうげい
②通勤・通学のための送迎

いりょうきかん つういん きょたくかいご じぎょう つういん
③医療機関への通院（居宅介護事業の通院

とうかいじょ ていきょう
等介助のサービス提供）

かんこうちょう てつづ きょたくかいご じぎょう つういん
④官公庁への手続き（居宅介護事業の通院

とうかいじょ ていきょう
等介助のサービス提供）

(3) ヘルパーの^{きんしこうい}禁止行為

ヘルパーはサービスの^{ていきょう あ}提供に当たって^{つぎ こうい}次の行為は
^{おこな}行いません。

(ア)医療^{いりょうこうい}行為

(イ)利用者又は家族の^{りょうしゃまた かぞく きんせん よきんつうちょう しょうしょ しょうい}金銭、預金通帳、証書、書類

^{あず}
などの預かり

(ウ)利用者又は家族からの^{りょうしゃまた かぞく きんせん ぶつびん いんしょく じゅじゅ}金銭、物品、飲食の授受

(エ)利用者^{りょうしゃ どうきよかぞく たい}の同居家族に対するサービス

(オ)サービス^{ていきょうちゅう いんしゅ きつえん}提供中の飲酒、喫煙

(カ)身体拘束その他利用者^{しんたいこうそく ほかりょうしゃ こうどう せいげん こうい り}の行動を制限する行為(利

用者又は第三者等の^{りょうしゃまた だいさんしゃとう せいめい しんたい ほご きん}生命や身体を保護するため緊

急^{きゅうや え ばあい のぞ}止むを得ない場合を除く。)

(キ)宗^{しゅうきょうかつどう せいじかつどう えいりかつどう ほかめいわくこう}教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行

為

5 ^{ていきょう}提供するサービスの^{りょうきん りょうしゃふたんがく}料金と利用者負担額について

(1)各市町村が^{かくしちょうそん さだ}定める^{いどうしえんひ がく わり りょうしゃ}移動支援費の額の1割を利用者

ふ たん が く ふ たん り よう し ゃ ふ たん が く
負担額として負担していただきます。(利用者負担額

げん ど が く か く し ち ょ う そん さだ り よう し ゃ ふ たん が く
の限度額は、各市町村が定める利用者負担額の

じ ょ う げん じ ょ う げん が く う わ ま わ ば あ い り よう し ゃ ふ
上限までとし、上限額を上回った場合、利用者負

たん げん ど が く ふ たん
担限度額までの負担となります。)

(2) サービス提供を行う手順書等により、市町村が

ふ た り は けん み と ば あ い り よう し ゃ どう い
2人派遣を認めた場合は、利用者の同意のもとヘルパ

ふ た り どう じ は けん ば あ い ひ ょ う ふ た り ぶ ん
ー2人を同時派遣しますが、その場合の費用は2人分

り よう し ゃ ふ たん が く に ば い
となり、利用者負担額も2倍になります。

6 その他費用について

(1) 交通費

こ う き ょ う こ う つ う き か ん ま た た く し ゃ り よう ば あ い
公共交通機関又はタクシーを利用した場合

(2) キャンセル料

と う じ つ ご れ ん ら く ば あ い え ん
当日、ご連絡の場合1000円

(3) その他

い どう し え ん ち ゅ う へ る ぱ ひ ょ う こ う つ う ひ に ゅ う じ ょ う り ょ う し ゃ く じ だ い 5 0 0
移動支援中のヘルパー費用(交通費、入場料、食事代500

え ん い じ ょ う な ど
円以上等)

7 利用料、その他の費用の請求及び支払方法について

(1) 利用料（利用者負担額）について

利用料は、世帯ごとの所得区分に応じて月額

上限額が次のとおり定められており、上限額を

えた部分について、事業者が移動支援費として市

町村に請求することとなっています。

くぶん 区分	ふたんじょう 負担上 げんがく 限度額	せたい しゅうにゆうじょうきょう 世帯の収入状況
1	えん 0円	<ul style="list-style-type: none"> ○ せいかつ ほ ごじゆきゆう せたい 生活保護受給世帯 ○ し ふみんぜい ひ かぜい せたい 市府民税非課税世帯 ○ ちゆうごくざんりゆうほうじんとう えんかつ きこく そくしんおよ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及 び永住帰国後の自立の支援に関する法律 による支援給付を受けている者
2	えん 3,000円	じょうきいがい せたい 上記以外の世帯

(2) 代理受領通知について

毎月25日までに、市町村に請求した移動支援

費の額等、必要事項を記載した「移動支援費受領

「お知らせ」をお渡ししますので、必ず保管してください。

(3) 利用料、その他の費用の支払方法

サービスを利用した月の翌月15日までに利用月分

の請求書をお渡ししますので、サービス提供記録

と内容を照合のうえ、請求月の25日までに、次

のいずれかの方法によりお支払ください。

ア 現金支払い 利用者指定口座からの自動振

替

ウ 事業者指定口座への振込み

大同信用組合 城東支店 普通

口座名義人株式会社サニーサイド

お支払い確認後、領収書をお渡ししますので保管を

お願いします。

※ 利用料、その他の費用の支払について、支払能力が

あるにも拘らず支払期日から3月以上遅延し、故意に

しはらい とくそく か いない しはらい ばあい
支払の督促から14日以内にお支払がない場合には、

けいやく かいじょ みばら ぶん しはらい
契約を解除したうえで、未払い分をお支払いただくこと
があります。

8 サービスの提供に当たっての留意事項

(1) 支給決定状況の確認

ア サービスの提供に先立って、受給者証に記載

さい しきゅうりょう しきゅうないようとう かくにん
載された支給量、支給内容等を確認させて
いただきます。

イ 受給者証の記載内容に変更が生じた場合

じゅうしょ へんこう しきゅうりょう へんこうとう すみ
(住所の変更、支給量の変更等)、速やか

じぎょうしゃ し
に事業者にお知らせください。

※ 契約締結後、必要な事項を受給者証に記載

しきゅうけつていきかんとく はあく じぎょうしゃ
し、支給決定期間等の把握のため、受給者

しょう うつ じぎょうしゃ ほかん
証の写しを事業者において保管させていただきます。

(2) サービス提供の変更等

ア サービス提供は、「移動支援計画」に基づいて

おこな じっし かん しじ めいれい すべ じぎょうしゃ
行い、実施に関する指示や命令は全て事業者

おこな
が行います。

イ サービスの変更や追加は、ホームヘルパーの稼働

じょうきょう りようしゃ きぼう じかん
状況により利用者の希望する時間にサービス

ていきょう ばあい
の提供ができないことがあります。その場合は、

ほか りようかのうにちじ りようしゃ ていじ ほか
他の利用可能日時を利用者に提示するほか、他

じぎょうしょ しょうかい ひつよう ちょうせい
の事業所を紹介するなど必要な調整をいた
します。

ウ サービス提供時に担当ヘルパーを決定します。

じっさい ていきょう あ ふく
ただし、実際のサービス提供に当たっては、複

すう こうたい ていきょう
数のヘルパーが交代してサービスを提供します。

たんとう ほうもん よてい こうたい
担当ヘルパーや訪問する予定のヘルパーが交代

ばあい あらかじ りようしゃまた かぞく せつめい
する場合は、予め利用者又はその家族に説明

りようしゃおよ かぞくとう たい り
し、利用者及びその家族等に対してサービス利

ようじょう ふりえき しょう じゅうぶん はいりよ
用上の不利益が生じないように十分に配慮し

ます。

エ 利用者から特定のヘルパーを指名することでは

きません。

オ サービス実施のために必要な備品等は無償で使用させていただきます。また、ヘルパーが事業所に連絡する場合の電話を使用させていただく場合があります。

9 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定します。

虐待防止に関する責任者 管理者 加藤 陽子

(2) 成年後見制度の利用を支援します。

(3) 苦情解決体制を整備します。

(4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施し、研修を通じて従業者の人權意識の向上や知識、技術の向上に努めます。

(5) 従業者の悩み等を相談できる体制を整える他、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環

きょう せいび つと
境の整備に努めます。

10 ひみつ ほじ こじんじょうほう ほご 秘密保持と個人情報保護について

(1) りようしゃおよ かぞく かん ひみつ ほじ 利用者及びその家族に関する秘密の保持について

じぎょうしゃ りようしゃ こじんじょうほう こじんじょう
事業者は、利用者の個人情報について「個人情

ほう ほご かん ほうりつ およ こうせいろうどうしょうさくてい
報の保護に関する法律」及び厚生労働省策定の

ふくし じぎょうしゃ こじんじょうほう てきせつ とりあつか
「福祉事業者における個人情報の適切な取扱

いのためのガイドライン」を じゆんしゆ てきせつ とりあつか
遵守し、適切な取扱い

つと
に努めるものとします。

じぎょうしゃおよ じゆうぎょうしゃ ていきょう
ア 事業者及び従業者は、サービス提供する

うで、し え りようしゃおよ かぞく じょうほう
し、知り得た利用者及びその家族の情報を

せいとう りゆう だいさんしゃ も
正当な理由なく、第三者に漏らしません。

じょうほう ほじ ぎむ ていきょうけい
イ この情報を保持する義務は、サービス提供契

やく しゅうりょう あと けいぞく
約が終了した後においても継続します。

じぎょうしゃ じゆうぎょうしゃ ぎょうむじょうし え りよう
エ 事業者は、従業者に業務上知り得た利用

しゃおよ かぞく じょうほう ほじ じゆう
者及びその家族の情報を保持させるため、「従

ぎょうしゃ きかんおよ じゆうぎょうしゃ あと
業者である期間及び従業者でなくなった後

においても、その情報^{じょうほう}を保持^{ほじ}する」旨^{むね}を、雇用契

約^{やく}や誓約書^{せいやくしょとう}等^{もと}により求めます。

オ 利用者^{りようしゃおよ}及びその家族^{かぞく}に関する個人^{かん}情報^{こじんじょうほう}が含ま

れる記録物^{きろくぶつ}については、善良^{ぜんりょう}な管理者^{かんりしゃ}の注意^{ちゅうい}

をもって管理^{かんり}し、処分^{しょぶん}の際^{さい}にも第三者^{だいさんしゃ}への漏洩^{ろうえい}

を防止^{ぼうし}します。

(2) 個人情報^{こじんじょうほう}の使用同意^{しようどうい}について

移動支援事業^{いどうしえんじぎょう}のサービス提供^{ていきょう}を円滑^{えんかつ}に提供^{ていきょう}す

るため、サービス担当者^{たんとうしゃかいぎ}会議^{ほか}や他の障^{しょう}害^{がい}福祉^{ふくし}サー

ビス事業者^{じぎょうしゃとう}等の情報^{じょうほう}の共有^{きょうゆう}を行^{おこな}う場合^{ばあい}があり

ます。その際は、利用者^{りようしゃおよ}及びその家族^{かぞく}の個人^{こじんじょうほう}情報^{じょうほう}の

使用^{しよう}について、予^{あらかじ}め文書^{ぶんしょ}で同意^{どうい}を得^えて使用^{しよう}します。

11 緊急時^{きんきゅうじ}の対応方法^{たいおうほうほう}について

サービス提供^{ていきょうちゅう}中に利用者^{りようしゃ}に病^{びょう}状^{じょう}の急^{きゅう}変^{へん}が生^{しょう}じた

場合^{ばあい}その他^{ほか}必要^{ひつよう}な場合^{ばあい}は、速^{すみ}やかに主治医^{しゅじい}への連絡^{れんらく}を行^{おこな}

うなど必要^{ひつよう}な措置^{そち}を講^{こう}じるとともに、利用者^{りようしゃ}が予^{あらかじ}め指定^{してい}

れんらくさき れんらく
する連絡先にも連絡します。

(1) きんきゅうじ れんらくさき
緊急時の連絡先

さんさんヘルパーステーション 06-6955-8927

(2) たんとう かとう ようこ
担当 加藤 陽子

(3) たいおうかのうじかん
対応可能時間

9時～18時

(3) そのほか

ア じぎょうしゃ きんきゅうじ たいおう およ きん
事業者は、緊急時の対応マニュアル及び緊

きゅうじ れんらくたいせい せいび じゅうぎょうしゃ たい しゅう
急時の連絡体制を整備し従業員に対し周

ち
知します。

イ きんきゅうじ たいおう けんしゅう じっし てきせつ
緊急時の対応について、研修を実施し、適切な

たいおう おこな
対応が行えるようにします。

12 じこはっせいじ たいおうほうほうとう 事故発生時の対応方法等について

りょうしゃ たい いどうしえんじぎょう ていきょう じこ はっせい
利用者に対する移動支援事業の提供により事故が発生

ばあい すみ りょうしゃ かぞく しちょうそんとう れんらく
した場合には、速やかに利用者の家族・市町村等に連絡

おこな ひつよう そち こう
を行うとともに、必要な措置を講じます。

りょうしゃ たい いどうしえんじぎょう ていきょう ばいしょう
また、利用者に対する移動支援事業の提供により賠償

すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

(1) 事業者は次の損害賠償保険に加入しています。

ア 保険会社名 東京海上日動火災(株)

イ 保険名 介護事業者賠償責任補償

ウ 保障の概要 社会福祉法に規定されている業務

(2) 事故対応マニュアルを整備し対応方法について

あらかじめ定めめます。

(3) 事故・ひやりハット事例が発生した際は、その時の

状況及びその際に採った処置の内容について、記

録する台帳を整備するとともに、その原因を解明

し、再発生を防ぐ対策を講じます。

13 身分証の携行義務

サービス提供を行う際は、常に身分証を携行します。

14 サービス提供の記録

サービス提供の記録については、その日の利用状況等

はあく
が把握できるように、サービス提供の都度、目的地・交通
しゅだん しえんないよう
手段・支援内容・サービス提供時間・利用者の心身の
じょうきょうとう ひつよう じこう しょうさい きさい りようしゃ
状況等の必要な事項を詳細に記載し、利用者やその
かぞく かくにん え りようしゃひか こうふ
家族から確認を得たうえで、利用者控えを交付します。

15 くじょうかいけつ たいせいおよ てじゅん 苦情解決の体制及び手順

くじょうまた そうだん ばあい じょうきょう しょうさい はあく
苦情又は相談があった場合は、状況を詳細に把握す
るため必要に応じ訪問を実施し、状況の聞き取りや事
じょう かくにん おこな じじつかんけい とくてい おこな そうだん
情の確認を行い、事実関係の特定を行います。相談
たんとうしゃ はあく じょうきょう きろく かんりしゃとう
担当者は、把握した状況を記録するとともに管理者等
けんとう おこな とうめんおよ こんご たいおう けんとう けんとう
と検討を行い、当面及び今後の対応を検討します。検討
たいおうないよう もと ひつよう おう かんけいしゃ れんらく
した対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡
ちょうせい おこな りようしゃ たいおうほうほう ふく
調整を行うとともに、利用者へは、対応方法を含めた
けっか ほうこく
結果を報告します。

じぎょうしゃ そうだんおよ くじょう う つ まどぐち
(1) 事業者は、相談及び苦情を受け付けるための窓口

せっち
を設置します。

れんらくさき
ア 連絡先

でんわばんごう
電話番号 06—6955—8917

ファックス 06—6955—8928

イ うけつけじかん
受付時間

9時～18時

ウ たんとうしや
担当者

サービス提供責任者 ていきょうせきにんしや 市川 いちかわ 美奈子 みなこ

(2) しちょうそん そうだんまどぐち
市町村の相談窓口

ア しちょうそんまどぐち
市町村窓口

大阪市都島区役所保健福祉課

イ れんらくさき
連絡先

でんわばんごう
電話番号 (06—6882—9857)

ファックス (06—6952—4584)

ウ うけつけじかん
受付時間

月曜日から金曜日

(祝日、12月28日から1月3日除く)

9時～18時

(3) おおさかふしやかいふくしきょうぎかいうんえいてきせいかいいんかい
大阪府社会福祉協議会運営適正化委員会

ア しよざいち
所在地

おおさかしちゅうおうくたにまち
大阪市中 央区谷町7—4—15—2階 かい

イ ^{れんらくさき}
連絡先

^{でんわばんごう}
電話番号 06-6191-3130

ファックス 06-6191-5660

ウ ^{うけつけじかん}
受付時間

^{げつ きんようび}
月～金曜日

^{しゅくじつ がつ にち がつ か のぞ}
(祝 日、12月28日～1月3日を除く)

10:00～16:00

(4) ^{そうだんおよ くじょう う つ さい うけつけび ないようとう}
相談及び苦情を受け付けた際は、受付日、内容等

^{きろく しつ こうじょう む とりくみ おこな}
を記録し、サービスの質の向上に向けた取組を行います。

16 ^{ていきょうかいし よていねんがっぴ}
サービス提供開始予定年月日

^{ねん がつ にち ていきょう かのう}
年 月 日よりサービス提供が可能。

17 ^{じゅうようじこうせつめいねんがっぴ}
重要事項説明年月日

^{ねん がつ にち}
年 月 日

^{じょうきないよう りょうしゃ せつめい おこな}
上記内容について、利用者に説明を行いました。

- (1) 事業者名称 じぎょうしゃめいしょう かぶしきがいしゃ 株式会社サニーサイド
- (2) 代表者氏名 だいひょうしゃしめい だいひょうとりしまりやく かとう ようこ 代表取締役 加藤 陽子
- (3) 事業所名称 じぎょうしょめいしょう さんさんヘルパーステーション
- (4) 説明者氏名 せつめいしゃしめい ていきょうせきにんしゃ いちかわ みなこ サービス提供責任者 市川 美奈子

じょうきないよう せつめい じぎょうしゃ たし う
上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

りようしゃ じゅうしょ
利用者 住所

しめい
氏名

だいひつしゃ じゅうしょ
代筆者 住所

しめい
氏名

だいにん じゅうしょ
代理人 住所

しめい
氏名

りようしゃかぞくどうせきしゃ
利用者家族同席者

じゅうしょ
住所

しめい
氏名